

忠岡町インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、忠岡町（以下「町」という。）が学生に対して就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置された大学、大学院、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

(申込手続等)

第3条 インターンシップの申込みをしようする者は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）と誓約書（様式第2号）により申し込みを行わなければならない。

- 2 前項の申込みがあったときは、忠岡町長（以下「町長」という。）は速やかに内容を審査し、受入れの可否を決定し、及びその旨を申込者に受入可否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 前項の受入可否決定通知書により受入可となった学生（以下「実習生」という。）が在学する大学等は、前項の誓約の遵守についての指導を徹底しなければならない。

(受入期間)

第4条 インターンシップの受入期間は、町長が別に定める。

(身分等)

第5条 町は、実習生に対し、忠岡町職員（以下「町職員」という。）としての身分を付与しないものとする。

- 2 町は、実習生に対し、報酬、賃金、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しないものとする。

(服務)

第6条 実習生は、町職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、実習期間中は、町職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

ない。

- 3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 実習生は、実習において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習後においても同様とする。

(実習期間中における事故責任等)

第7条 大学等及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償保険に加入し、実習期間中の事故等については、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により町又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、町又は第三者に対して連帯してその損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が、第6条の規定に従わないとき。
- (2) 実習生が、正当な理由なく実習に参加しないとき。
- (3) 町の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(報告)

第9条 実習生は、実習期間終了後1か月以内にインターンシップ体験報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。